

改正

平成27年 3月31日告示第61号

令和 3年 3月29日告示第58号

浜田市軽度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、聴力に軽度の障害を有する児童（以下「軽度難聴児」という。）の保護者に対し、軽度難聴児が装用する補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、軽度難聴児の言語の習得及びコミュニケーション力の向上を図り、もって児童の健全な発育に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する軽度難聴児の保護者とする。

(1) 年齢が18歳未満の者

(2) 身体障害者手帳（聴力の障害に係るものに限る。）の交付の対象とならない者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師（以下「指定医師」という。）が補聴器の装用の必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、この告示による助成の決定（片側の耳に装用する補聴器に対する助成の決定に限る。）を受けた日後、5年を経過しない間において、市長が、教育上又は生活上両方の耳に装用する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 助成対象者の属する世帯の世帯員のうち、いずれかの者の助成の申請をする月の属する年度（申請をする月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）における市民税の所得割額が46万円以上である者

(2) この告示による助成の決定を受けた者のうち、当該決定を受けた日後、別表に定める当該決定に係る補聴器の種類に応じた耐用年数を経過していないもの

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、装用効果の高い側の耳に装用する補聴器の購入に要する経費（部品、電池の交換等に要する経費を除く。以下同じ。）とする。ただし、市長が、教育上又は生活上必要があると認めるときは、両側の耳に装用する補聴器の購入に要する経費とする。

(助成金額等)

第4条 助成金の額は、助成対象経費と別表に定める基準額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(助成申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 指定医師が作成した軽度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（様式第2号。以

下「補聴器意見書」という。)

- (2) 補聴器の販売事業者（以下「販売事業者」という。）が作成した見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(助成決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、助成の可否を決定し、軽度難聴児補聴器購入費助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、助成を決定したときは、軽度難聴児補聴器購入費助成券（様式第4号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。
(交付請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成金の交付の請求及びその受領の権限を販売事業者に委任するものとする。
2 前項の規定による委任を受けた販売事業者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、請求書に助成券を添えて、市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、助成金の返還を命ずるものとする。
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第61号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第58号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準額	耐用年数
ポケット型	55,800円	5年
耳かけ型	67,300円	
耳あな型(レディメイド)	87,000円	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円	
骨導式ポケット型	70,100円	
骨導式眼鏡型	120,000円	1年
イヤーマールド交換	9,000円	

備考

- 1 イヤーマールドを必要とする場合（イヤーマールド交換を除く。）は、この表に定める基準額に9,000円の範囲内で当該イヤーマールドの購入に要する経費を加算する。
- 2 補聴器の修理は、助成の対象としない。